

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

# 奈良県公報

## 目次

ページ

〇公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	一	〇地籍調査の成果の認証	二
〇県営土地改良事業変更計画書の写しの縦覧	一	〇公共測量の終了の通知	三
〇土地改良区の解散命令	二	〇開発行為に関する工事の完了	三
〇道路の位置指定の一部廃止	二	〇特定調達契約に係る落札者等の公示	四
〇奈良県収納代理金融機関の指定	二		
〇特定非営利活動法人の定款の変更	二		
		の認証の申請	
		〇平成八年六月二十五日付け奈良県公報第七百六十一号正誤表	五

## 告示

### 奈良県告示第一号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準地の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

なお、平成五年四月奈良県告示第五号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）のうち布目川（全域）（布目ダム貯水池（全域）に係る部分に限

る。）に係る部分は、廃止する。

平成十六年四月二日

別表

奈良県知事 柿本善也

水域（範囲）	布目ダム貯水池（全域）		備考
	湖沼A	湖沼II （全窒素の項目の基準地を除く。）	
該当類型	ハ	ハ	
達成期間	ハ	ハ	
淀川水域			

注

- 一 該当類型欄の類型は、環境庁告示の別表2の湖沼の表の類型を表す。
- 二 達成期間欄のハは、五年を超える期間で可及的速やかに達成を表す。
- 三 布目ダム貯水池の上流端は、有効貯水量貯水時の水面の終端とする。（有効貯水量一五四〇万立方メートル）

### 奈良県告示第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（一般農道整備事業・豊原地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十六年四月五日から同月二十六日まで

二 縦覧場所

山添村役場

奈良県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三百二十五条第一項第二号の規定により、平成十六年三月二十四日王寺町土地改良区の解散を命じた。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四号

昭和四十五年九月奈良県告示第二百七十五号（道路の位置指定）により公告した道路の位置指定の一部を次のとおり廃止した。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請者氏名 東田幾枝
- 二 申請者住所 桜井市大字外山七九六番地
- 三 指定廃止の場所（平成十六年三月二十三日現在の地番による。）  
桜井市大字外山三〇一番の一部及び三〇三番の一部
- 四 指定廃止される道路の幅員 四・〇メートル
- 五 指定廃止される道路の延長 四七・一五メートル
- 六 指定廃止年月日 平成十六年三月二十六日

奈良県告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定により、奈良県収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 収納代理金融機関の名称  
株式会社京都銀行
- 二 取扱業務  
県歳入の収納
- 三 取扱開始日

平成十六年四月二十一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日  
平成十六年三月五日
  - 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人二十一世紀の舞台芸術振興会
  - 三 代表者の氏名  
大澤 享
  - 四 主たる事務所の所在地  
奈良市西登美ヶ丘一丁目七番四号
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、舞台芸術の振興を通して、青少年の健全な心と身体の発達に寄与し、同時に、広く人々の癒しとなる舞台芸術を創造することを目的とする。
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、室生村、黒滝村、及び下北山村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。
- 平成十六年四月二日
- 奈良県知事 柿本善也
- 一 調査を行った者の名称  
室生村、黒滝村及び下北山村
  - 二 調査を行った期間  
平成十二年七月三十一日から平成十五年二月十七日まで

平成十四年六月十五日から平成十六年三月三日まで  
平成十四年七月九日から平成十六年二月十日まで

三 成果の名称

宇陀郡室生村（大字大野の一部）地籍図及び地籍簿

吉野郡黒滝村（大字桂原の一部）地籍図及び地籍簿

吉野郡下北山村（大字寺垣内の一部）地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

宇陀郡室生村大字大野の一部の地域

吉野郡黒滝村大字桂原の一部の地域

吉野郡下北山村大字寺垣内の一部の地域

五 認証年月日

平成十六年三月二十五日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

一 測量の目的 公共測量（木津川砂防基盤地図（曾爾村ほか）データ変換業務）

二 測量の地域 宇陀郡曾爾村ほか

三 測量の終了年月日 平成十六年三月三日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。  
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年四月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十五年十月三十一日第七二一五五号

平成十五年十二月二十五日第七二一五五一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第五九九一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第三八二八号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市栄和町一〇二番地ノ八、一〇二番地ノ九、一〇二番地ノ一〇、一〇二番地ノ

一一、一〇二番地ノ一二、一〇二番地ノ一三、一〇三番地ノ一〇及び一〇九番地並び

に城殿町三九八番地ノ一の一部、四〇〇番地ノ一〇、四〇一番地ノ三及び五〇三番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山形町三二一第一番地ノ三

和光建設株式会社

代表取締役 峠隆雄

五 公共施設の種類の位置及び区域

道路 橿原市栄和町一〇二番地ノ八、一〇二番地ノ九、一〇二番地ノ一〇、一〇二

番地ノ一一、一〇二番地ノ一二、一〇二番地ノ一三、一〇三番地ノ一〇及び一〇九番

地並びに城殿町三九八番地ノ一の一部、四〇〇番地ノ一〇、四〇一番地ノ三の一部及

び五〇三番地

一 許可番号

平成十五年十二月十八日第七二一一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十四日第五九八八号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十四日第三八二六号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市小槻町三三七番地及び三三八番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曾我町一〇五三番地ノ二

丸美木材株式会社

代表取締役 中垣内保美

五 公共施設の種類の位置及び区域

道路 橿原市小槻町三三七番地及び三三八番地の各一部

下水道 橿原市小槻町三三七番地の一部

一 許可番号

平成十五年十二月十八日第七二一一一五号

平成十六年三月十八日第七二一一一五一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第五九九〇号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市今泉一一九六番地ノ二及び一一九六番地ノ一四  
なお、これらの土地の仮換地は、次のとおりです。

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和都市計画事業旭ヶ丘特定土地区画整理事業一二三街区二画地及び二一七画地  
香芝市瓦口二一八〇番地  
株式会社共栄住宅販売  
代表取締役 本儀純

一 許可番号

平成十六年一月二十七日第六八一一九三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第五九九九号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第三八二七号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字柏原二四七番地ノ二、二四九番地ノ六、二四九番地ノ八及び二四九番地ノ九の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

御所市一番地ノ三  
御所市長 前川正

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字柏原二四九番地ノ八及び二四九番地ノ九の各一部

一 許可番号

平成十六年二月二十三日第七二一一四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第五九九二号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年三月二十五日第三八二九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市前栽町二五〇番地ノ二、二五二番地ノ三の一部、二五五番地ノ一及び二五八番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町一五三番地ノ二  
有限会社ハウジングシカヤ 代表取締役 木山たづ子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市前栽町二五〇番地ノ二、二五二番地ノ三及び二五五番地ノ一の各一部  
公園 天理市前栽町二五〇番地ノ二、二五二番地ノ三、二五五番地ノ一及び二五八番地ノ三の各一部

下水道 天理市前栽町二五〇番地ノ二、二五二番地ノ三及び二五五番地ノ一の各一部  
水路 天理市前栽町二五五番地ノ一及び二五八番地ノ三の各一部

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成16年4月2日

奈良県知事 柿本善也

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県立医科大学附属病院 Ⅹ線TV装置（高度救命救急センター）の購入

2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県出納局総務課  
奈良市登大路町30番地

3 落札者を決定した日

平成16年3月17日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社島津製作所関西支社

- 大阪市北区芝田1-1-4
- 5 落札金額 68,565,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成16年2月6日

正  
誤

平成八年六月二十五日付け奈良県公報第七百六十一号正誤表

三	行	事業地に	誤
三	段		
十四	行	事業地に御所市大字東辻から 大字西寺田字破樋までの区間 内	正
三	行		

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八  
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。